　　　　　　　　令和５年２月１４日修正

石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事

公募型プロポーザル実施要領

１ 実施の目的

石川県森林公園は、昭和４８年の開園以来、県民が家族連れで気軽にレジャーを楽しめる公園として、スポーツやレクリエーションの場として親しまれ、多くの方々に利用されてきているが、本年５月に開園５０周年を迎えるにあたり、様々な施設のリニューアル工事を進めているところである。最大の目玉である屋内木育遊具については今後実施設計及び施工を行う事業者を選定するプロポーザルを実施する。

本プロポーザルでは、基本設計をもとに、より安全性、機能性、維持管理性に優れた遊具の実施設計・制作・設置を行うため、豊富な経験と高い専門知識ならびに、総合的な企画力・技術を有する契約候補者を公募型プロポーザル方式（設計・施工同時発注方式）（以下「プロポーザル」という。）により選定するものである。

２ 事業の概要

(1) 工事名称

石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事

(2) 工事場所

石川県河北郡津幡町字鳥越地内（屋内木育施設内「木育ホール１」）

(3) 工期

契約締結の日から令和６年６月３０日まで

(4) 工事内容

屋内木育遊具の整備に係る実施設計及び工事一式

(5) 契約上限額

99,990,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(6) 発注方式

設計・施工一括発注方式

３ 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている会社であること。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。

(2)　石川県に建設業法第３条第１項の許可に係る営業所を有し、財務規則第１２５条の規定により準用する第１１１条第２項の規定により作成した令和３年度または４年度石川県競争入札参加資格者名簿に定める建築一式工事総合点数７８０点以上または造園工事総合点数７６０点以上に登録があること。

(3) 過去１５年間(平成２０年度から令和４年度まで)に元請け（ただし、共同企業体で実施した場合は代表者に限る。）として、国又は石川県もしくは石川県内の市町が発注者である屋内遊具または屋外遊具の整備工事の施工実績（屋内・屋外いずれも請負金額１千万円（消費税及び地方消費税を含む）以上）を有する者であること。契約書や図面の写しを証拠として提出すること。

(4) 建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者を専任で配置できる者であること。

(5) 一級建築士又は一級造園施工管理技士の資格を有する者を配置できること。

(6) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

(7) 公告日から契約締結の日までの期間において、石川県において指名停止を受けていないこと。

(8) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成１６年法律第 ７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又はこれらの手続き中である者でないこと。

(9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくはそれらの利益となり活動を行う者又は同法第２条第６号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。

(10) この事業に係るプロポーザルに参加しようとする者は、他の共同体の構成員でないこと。

４ 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、本実施要領、要求水準書、参加申請書及び企画提案書等の作成及び提出に関する事項とし、評価及び審査に関する質問は受け付けない。

　 (1) 提出期限 令和５年２月２０日（月）午後５時まで（必着）

　 　(2) 提出方法

質問票（様式１）により、電子メールにて「１５　書類提出及び連絡先」に記載のメールアドレスまで提出すること。メールの表題は、｢石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事への質問｣とすること。

　 　(3) 質問回答　令和５年２月２２日（水）

(4) 回答方法

石川県ホームページにおいて随時公表する。なお、質問に対する回答は本実施

要領等を補足・修正するものとして取り扱う。

５　本プロポーザルのスケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 参加申込内容のホームページ掲載 | 令和５年２月１４日（火） |
| 質問票の提出期限　※様式１参照 | 令和５年２月２０日（月）午後５時 |
| 質問の回答 | 令和５年２月２２日（水） |
| 参加申込書　※様式２参照 | 令和５年２月２８日（火）午後５時 |
| 提案書の提出期限 | 令和５年３月２８日（火）午後５時 |
| 提案内容のプレゼン・審査委員会 | 令和５年４月中・下旬 |
| 選定結果の通知・公表 | 令和５年５月１日（月） |
| 契約の締結 | 令和５年５月１０日（水） |

６ 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式２）

イ 類似業務受注実績調書（様式３）

ウ 法人の概要など

エ 配置予定技術者調書（主任技術者、監理技術者等）（様式５）

(2) 提出期限 令和５年２月２８日（火）午後５時まで（必着）

(3)　提出方法

「１５　書類提出及び連絡先」に持参又は郵送すること。

郵送の場合は期限日時までに必着

(4)　提出部数 １部

(5)　その他

参加資格の審査結果は、資格審査結果通知書により、通知するものとする。

７ 企画提案書等の提出

　　別添平面図や断面図、３種類のパースを参考にして、大型遊具を着色し、図示した箇所に更なる遊具等を追加の上、下記書類を提出すること。なお、図示した「提案要求部分」にはインクルーシブ遊具の提案を求める。

(1) 提出書類

ア 提案書【様式任意：Ａ３版】（全体）

　　・屋内木育遊具等との調和・連携したコンセプト、空間づくりについて具体的な機能・効果等を記載すること。

・木材の良さを活かす工夫について記載すること。

イ 概要図（パース図）【様式任意：Ａ３版１枚】（全体）

ウ 配置図（平面図、断面図）【様式任意：Ａ３版１枚】（全体）

エ 構造図（提案要求遊具図）【様式任意：Ａ３版１枚】（インクルーシブ遊具）

オ 提案見積書【様式任意：Ａ４版】（全体）

　　・遊具等設置業務（設計・制作・設置等）の費用内訳

　　・遊具等の維持管理に関する調書【様式任意：Ａ４版】

　　　　※遊具等の耐用年数、メンテナンス項目、メンテナンスの実施頻度、

メンテナンス１回あたりの費用等

カ 業務実施工程表（設計、制作、設置等の工程）【任意様式：Ａ３版１枚】（全体）

キ 業務実施体制【様式６】（全体）

ク 安全性及びバリアフリー／インクルーシブへの配慮に関する調書【様式７】（提案要求部分）

ケ 地域産材の使用について（予定木材使用量）【様式８】（全体）

(2)　提出期限 令和５年３月２８日（火）午後５時まで（必着）

(3) 提出方法

「１５　書類提出及び連絡先」に持参又は郵送すること。郵送の場合、期限日時までに必着

(4)　提出部数 各１５部

（5） 留意点

　　 ア 企画提案書は、１事業者につき１提案とする。

イ 提出後における提案書の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

　　 ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届【様式４】を持参又は郵送に

より提出すること。なお、郵送の場合は、その旨をメールで連絡すること。

８ 事業者の選定

本実施要領及び要求水準書等に基づき提出された提案書等について、石川県森林公園　屋内木育遊具等整備（実施設計・施工）工事審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、提案事業者の出席による審査を行う。

(1) 実施日時

令和５年４月中・下旬

(2) 実施場所

石川県庁

(3) 実施方法

出席者は、１事業者３人以内とし、プレゼンテーション等の時間は、１者につき３０分程度(プレゼンテーション２０分、ヒアリング１０分)とする。 内容は提案書等に基づくものとし、追加の資料配布(追加提案)は禁止とする。

(4) 機材等

プロジェクター、スクリーン及びパソコンは石川県にて用意する。（参加申請者で用意することも可能とする。)

(5) その他

実施日時及び実施場所は後日通知する。 新型コロナウイルス感染症の流行状況により、プレゼンテーション等はｗｅｂ会議ツールを用いた実施又は中止とする場合がある。中止の際は、提案書等の書類審査のみとする。

９ 主な審査基準

1. 企業と技術者の実績能力

同種工事の実績及び配置技術者等、工事の施工能力が認められるか。

1. コンセプトとデザイン

木の魅力を伝え、木育に資する遊具としてのコンセプトがあり、何度も来たくなるような工夫があるか。地域産材を多く用いた遊具となっているか。利用者が快適にストレスなく利用でき、提案要求部分において、インクルーシブ遊具としての配慮がされているか。

1. 安全・安心への配慮、維持管理

安全領域や安全対策へ配慮されており、遊具としての基準を満たしているか。

また、障害物の除去等の衝突をなくすための措置が講じられているか。遊具の長寿命化及びメンテナンスに関して配慮・検討されているか。

1. 施工計画

　　　 工程表を作成し、建物との調整・連携が図られ、工期内の施工計画と

なっているか。現地条件を踏まえ、内容が具体的かつ実現可能な計画か。

1. 事業費

見積額は提案上限額以下となっているか。また適正な額であるか。

1. 対応

提出書類・プレゼンテーション

事業に対して積極的に取り組む意欲が感じられ、説明に説得力があるか。提案書等の提出書類は丁寧でわかりやすいか。

１０　審査結果の通知及び公表

1. 通知日 令和５年５月１日（月）
2. 通知方法 参加申請者に書面により通知。

⑶ 公表 石川県ホームページにて掲載。

※ 審査結果に対する質問、異議等については、一切受け付けない。

１１ 契約の締結

契約候補者と契約内容及び見積金額に係る協議を行い(提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容変更等を含む。）、協議が整い次第、速やかに見積書を徴収し、設計・施工を随意契約の方法で速やかに契約を締結する。契約候補者と契約が成立しない場合は、次点契約候補者と契約の協議を行う。

１２ 契約及び支払条件

石川県財務規則第７３条の規定に基づく。

１３ 失格事項

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる。

(1) 提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合

(2) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

(3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(4) 虚偽の内容が記載されている場合

(5) プレゼンテーション等に出席しなかった場合

(6) 見積書の金額が契約上限金額を超過した場合

１４　その他

(1) 提案書等の作成及び提出に要した経費は、全て応募者の負担とする。

(2)　本プロポーザルの参加により、石川県から知り得た情報は、他社に漏らしてはならない。

(3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5)　提出された書類は、本事業以外の目的で公開・使用しないものとし、審査作業

等に必要な範囲において複製することがある。

(6) 業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。

(7)　期間中に、県から業務の中間報告を求められた時は、速やかに報告すること。

(8) 採択された提案書の著作権は、石川県に帰属する。

(9)　審査委員会の審査内容については開示しない。

(10) 情報公開の請求に応じて、提案書等の情報開示を行う場合がある。

(11) 書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 条）に定める単位に限る。

(12) 現地視察が必要な場合は、公園管理者である石川県森林公園事務所

（☎076-208-3035）に連絡し、公園利用者の妨げにならない範囲で行うこと。

(13) 提出期限後の書類の差替え及び再提出は認めない。

(14)　参加申請書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、石川県と協議の上、変更の可否を決定するものとする。

(15)　本プロポーザルは令和４年度中に実施するが、事業予算は令和５年度予算のため議会の承認により予算化される。そのため本事業における予算が承認されなかった場合、本プロポーザルによる受注者は選定されないこととする。

１５　書類提出及び連絡先

石川県庁　観光戦略推進部観光企画課管理グループ

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

電 話：076-225-1126（直通） ファックス：076-225-1129

メールアドレス：e200100@pref.ishikawa.lg.jp